

学校や地域と連携した給食もっと地産地消推進事業費補助金交付要綱

制 定 令和5年7月6日付第202300084418号

最終改正 令和8年3月25日付第202500290502号

鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、学校や地域と連携した給食もっと地産地消推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市町村等が行う県産食材供給の仕組み作りや地域の食文化継承に繋がる活動、地元食材への理解と地域への愛着を深める取組等を支援することにより、学校や福祉施設等で提供される給食への県産食材の使用に寄与することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 対象事業を行う市町村

(2) 対象事業を行う農業協同組合等（別表の第2欄に掲げる農業協同組合、農業法人、生産者グループ、「食パラダイス鳥取県」アンバサダー、私立幼稚園等設置者、福祉施設設置者等をいう。以下同じ。）に対し、補助対象経費（対象事業に要する同表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（同表の第7欄に定める額を限度とし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から、国、県その他の団体等から交付を受けた額を控除した額に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以上の間接補助金を交付する市町村

2 本補助金の額は、補助対象経費の額（別表の第7欄に定める額を限度とし、仕入控除税額を除く。）から、国、県その他の団体等から交付を受けた額を控除した額に、別表の第6欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以下とする。

3 対象事業を行う市町村又は農業協同組合等は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と認められる場合は、この限りでない。

4 本補助金の主となる申請者は、原則として県内事業者とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定

する人格のない社団等をいう。)若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村(以下「補助事業者」という。)は、第3条第1項第2号に規定する間接補助金(以下単に「間接補助金」という。)を交付するときは、その交付を受ける者(以下「間接補助事業者」という。)に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定(これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。)に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条(第4項を除く。)	補助事業者等	間接補助事業者
第13条、第14条、第16条	交付決定	間接交付の決定
第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更等)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 市町村が行う対象事業(以下「直接補助事業」という。)に係る別表の第8欄に定める変更

(2) 間接補助金の減額

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとする時は、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

(1) 間接補助事業に係る別表の第8欄に定める変更

(2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準

じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、間接補助事業者に対し、間接補助事業により整備した機械又は施設に、事業実施年度と間接補助事業名を表示するよう指示しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号の場合にあつては、事業の完了の日から30日を経過する日又は補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
 - (2) 規則第17条第1項第2号の場合にあつては、直接補助事業又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
 - (3) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
 - 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、直接補助事業又は間接補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であつて、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合には、確定次第速やかに、様式第4号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第11条 補助事業者は、間接補助事業にかかる本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者を支払わなければならない。

(財産の処分制限)

- 第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間。以下「処分制限期間」という。）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械装置及び器具備品
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。
 - 3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

- 第13条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
 - 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める処分制限期間より短い期間を定めてはならない。

- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

第14条 補助事業者は、対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

(財産に関する書類の保管)

第15条 補助事業者又は間接補助事業者は、取得財産等について処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳（様式第5号）その他関係書類を整備し、保管しなければならない。

(提出書類)

第16条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の提出先は、所管の地方事務所（東部農林事務所（八頭郡内に係るものの場合にあっては、東部農林事務所八頭事務所）、中部総合事務所及び西部総合事務所（日野郡内に係るものの場合にあっては、西部総合事務所日野振興センター）をいう。）とする。

(雑則)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月6日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和8年3月25日から施行し、令和8年度事業から適用する。
- 2 改正前の学校や地域と連携した地産地消率向上支援事業費補助金交付要綱の規定に基づき実施された事業については、なお従前の例による。

別表（第3条、第7条、第8条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 補助率	7 補助上限額	8 重要な変更
学校や地域と連携した給食もって地産地消推進事業	市町村	<p>学校や福祉施設等で提供される給食への県産食材供給の仕組み作りや地域の食文化継承に繋がる活動、地元食材への理解と地域への愛着を深める次の取組等に要する経費（委託費、機械・装置、器具・備品等の購入費、リース料、旅費、謝金、食糧費、会場借上料、消耗品費、借地料、試作材料費、サンプル費、検査料、パッケージ版下作成費、PR用資材費、原材料費等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産物を学校給食等へ供給する組織の育成と活性化を支援する活動 2 供給可能な農産物の実証圃の設置 3 学校給食等への運搬体制の整備 4 県内の先進事例調査 5 農協等生産団体を含めての課題の検証、対策及びコストダウン等効率化の検討 6 農業協同組合、他市町村との連携による広域的供給体制の整備 7 地域の食文化継承につながる取組や食育授業の実施に係る取組 8 その他交付目的達成に必要な事業 	—	—	1 / 2	1,000千円	本補助金の増額
	農業協同組合、農業法人、生産者グループ、「食パラダイス鳥取県」アンバサダー、私立幼稚園等設置者、福祉施設設置者等		1 / 2	市町村	（原則、3事業年度を限度として補助する。）		

※補助対象経費が工事請負費又は委託費の場合は、県内事業者が発注したものに限り補助対象とする。ただし、やむを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

※本事業は、給食費負担軽減交付金（いわゆる給食無償化）を活用する場合は、同事業の補助上限額又は支援単価を超過した額を補助対象とする。

様式第1号（第4条、第10条関係）

〇〇年度学校や地域と連携した給食もつと地産地消推進事業計画（報告）書

－ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 事業関係 －

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

項目	内容	補助対象 経費 (算定基準額) A+B+C	負担区分			備考
			県 (A)	市町村 (B)	その他 (C)	
		円	円	円	円	
合計						

(注) 1 内容欄に期間、内容等の詳細を記入すること。

2 備考欄には、機械・装置、器具・備品等の導入を行う場合及び借地を行う場合は、導入予定場所（導入場所）を記載すること。

3 事業を行うに当たって、事業実施主体が自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙1に融資の内容を記載して添付すること。なお、記載した融資を受けようとする金額以外の項目に変更がある場合は、別紙1に改めて融資の内容を記載して添付すること。

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

(注) 他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

[]

4 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※いずれか該当するものに○をしてください。

5 事業完了（予定）年月日

年 月 日

※事業完了年月日とは、補助目的を達成し、かつ、補助対象経費の額が確定した日とする。

6 事業実施主体の概要

事業実施主体の概要	名称			
	代表者職・氏名			
	所在地等	〒		
連絡先	職・担当者名			
	電話番号		FAX	
	メールアドレス			

7 添付書類等

- (1) 事業費の詳細がわかる資料（見積書、カタログ等）
- (2) 特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」。
選定理由には、他のメーカーとの機能比較（客観的に判断できる資料）により、目標を達成するために必要不可欠な理由を記載。
- (3) 実績報告時には、事業費が確認できる資料（領収書、売買契約書の写し等）及び事業実績の概要が把握できる写真、報告書等の成果物
- (4) 地域の食文化継承につながる取組や食育授業の実施に係る取組を実施した場合は、報告書（参考様式）を添付。

別紙1

種 目・項 目	間接補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
	金融機関名	融資名 [制度・その他]	融資を受けようとする金額 (融資を受けた金額)	償還年数	その他
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	
			円	年	

※記入欄は、必要に応じて追加すること。

様式第2号（第4条、第10条関係）

〇〇年度学校や地域と連携した給食もつと地産地消推進事業収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
県補助金					
市町村補助・負担金					
その他補助・負担金					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					

3 添付書類

事業実施主体の組織構成が明らかになる書類

実績報告書を提出の際は、補助対象経費について、支払毎に経費区分、支払金額、支払先、支払日、支払方法を記載した一覧表を添付すること。ただし、支払件数が多数であることなどによりこれにより難しい場合は、証ひょう書の写しの保管などで代えることができる。

また、必要に応じて購入機器等の写真等を添付すること。

○ ○ ○ ○ 様

職 氏 名

〇〇年度学校や地域と連携した給食もつと地産地消推進事業費補助金交付決定通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった学校や地域と連携した給食もつと地産地消推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の補助事業の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、学校や地域と連携した給食もつと地産地消推進事業費補助金交付要綱（令和5年7月1日付第200300084418号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、2の(2)の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

なお、事業を行うに当たって、事業実施主体が自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が規則第5条の申請書に記載してある場合は、県の承認を受けたものとする。

鳥取県知事 様

所在地
名称
代表者名

〇〇年度学校や地域と連携した給食もつと地産地消推進事業仕入控除税額確定報告書

学校や地域と連携した給食もつと地産地消推進事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、学校や地域と連携した給食もつと地産地消推進事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額
（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）
金 円
- 5 添付資料
（1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
（2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
（3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第4号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分	課税仕入れ				共通対応分	非課税仕入れ	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分	非課税仕入れ			
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

様式第5号（第15条関係）

財 産 管 理 台 帳

地区名（集落名）		事業実施年度					交付された補助金名								
		年度													
事業の内容					工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
実施 年度	事業実施主体	工種構造 施設区分	施工箇所又 は設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処分 制限年 月日	承認 年月日		処分の 内容
								県費 補助金	市町 村費	その他					
合 計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

参考様式

学校や地域と連携した給食もつと地産地消推進事業実施報告書

※別表の第3欄の7 地域の食文化継承につながる取組や食育授業の実施に係る取組を実施した場合のみ提出すること。

事業実施主体名	例) ○○市
給食提供日	例) 令和○年○月○日 (○)
提供校名及び提供食数	例) 市内○校○食 (小学校○校○食、中学校○校○食、義務教育学校○校○食)
献立名	例) ご飯、牛乳、イチゴシャーベット、○○○
献立の特色	例) 本市の特産品であるイチゴを活用したシャーベットを提供
食育授業	
実施校名	例) ○○市立○○小学校
クラス名	例) ○年○組
対象人数	
授業内容	例) 地元のイチゴ生産者が栽培方法等を紹介し、あわせて学校栄養職員が地産地消の取組の必要性を説明した。
児童・生徒の感想等	

授業風景等 写真

給食献立 写真
